

訂正のご案内

この度は、LEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2024年 圧縮論文講座(EB24371) 租税法の下記教材に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので、受講生の皆様におかれましては、ご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

今回追加したものは のマークがついております。

- ・ 上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・応用編] 第2版 (EM24023)
- ・ 基本問題集 租税法 所得税法・消費税法第2版 (EM24030)
- ・ 租税法 過去問題集第2版 (EM24031)
- ・ 租税法 法人税・基礎2 過去問チャレンジ第2版 (EM24034)

上級フォーサイト 租税法 テキスト [法人税法・応用編] 第2版 (EM24023)

P40-8 設例 解答

【誤】

みなし役員

B氏

【正】

みなし役員

B氏、F氏

基本問題集 租税法 所得税法・消費税法第2版 (EM24030)

消費税編P141 解説 III 返還等対価に係る税額 ←6/26 追加

【誤】
$$\frac{\text{第三種 } 3,500,000 \times \frac{7.8}{110} + \text{第一種 } 2,800,000 \times \frac{7.8}{110} + \text{第二種 } 4,000,000 \times \frac{7.8}{110}}{110} = \underline{730,362}$$

【正】
$$\frac{(\text{第一種 } 2,800,000 + \text{第二種 } 4,000,000 + \text{第三種 } 3,500,000) \times \frac{7.8}{110}}{110} = \underline{730,363}$$

消費税編P141 解説 V 差引税額 ←6/26 追加

【誤】 II - III - IV = 16,441,689 → 16,441,600 (百円未満切捨て)

【正】 II - III - IV = 16,441,688 → 16,441,600 (百円未満切捨て)

租税法 過去問題集第2版 (EM24031)

令1・解答解説5頁 問2 [問]1. 資産に係る控除対象外消費税額等

【誤】 2,859,750

【正】 2,713,500

令1・解答解説21頁 問2 1. 計算過程

【誤】

<p>(1) 控除対象外消費税額等</p> <p>① 居住用賃貸建物に係る課税仕入れ 消 2,047,500 + 地 577,500 = 2,625,000</p> <p>② 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に 共通して要するもの <u>{ 本社附属設備 (消 468,000 + 地 132,000)</u> <u>+ 本社通信機器 (消 195,000 + 地 55,000) }</u> × (1 - 課税売上割合 0.35) = <u>552,500</u></p> <p>③ ① + ② = <u>3,177,500</u></p> <p>(2) 損金算入限度額 $(1) \times \frac{12}{60} \times \frac{1}{2} = \underline{317,750}$</p> <p>(3) 損金不算入額 $(1) - (2) = \underline{2,859,750}$ (加算)</p>	<p>C <u>2,859,750</u> (加)</p>
--	---------------------------------------

【正】

<p>(1) 控除対象外消費税額等</p> <p>① 居住用賃貸建物に係る課税仕入れ 消 2,047,500 + 地 577,500 = 2,625,000</p> <p>② 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に 共通して要するもの <u>本社附属設備 (消 468,000 + 地 132,000)</u> × (1 - 課税売上割合 0.35) = <u>390,000</u></p> <p>③ ① + ② = <u>3,015,000</u></p> <p>(2) 損金算入限度額 $(1) \times \frac{12}{60} \times \frac{1}{2} = \underline{301,500}$</p> <p>(3) 損金不算入額 $(1) - (2) = \underline{2,713,500}$ (加算)</p>	<p>C <u>2,713,500</u> (加)</p>
---	---------------------------------------

令1・解答解説21頁 問2 ※ 表5行目

【誤】 通信機器 (共通) 250,000 × 35% 87,500 × 65% 162,500

【正】 通信機器 (共通) 250,000 × 35% 87,500 × 65% 162,500 ~~(*)~~

(*) 20万円未満のため、全額損金算入

第15章表紙 令和2年 論点など

【誤】法基通9-6-2 ○ 全額回収不能

【正】法基通9-6-1 ○ 書面による債務免除

P15-7 解説(2)仕入先M社②貸倒損失

【誤】法基通9-6-2適用(全額回収不能)

【正】法基通9-6-1適用(書面による債務免除)

EL24951